

「徳島の藍・木工」PR動画制作及びプロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要領

古くから徳島では、藍の染料である「すくも」の製造が伝統的に行われてきており、現在でも、阿波藍と呼ばれる「すくも」の大半は、徳島で生産されています。本市においても、伝統的工芸品として天然藍のみで染色する阿波正藍しじら織などの製造が行われているほか、近年では、皮革の染色や建材の塗装など、藍の新たな活用が広がってきています。

また、今年度、文化庁の「日本遺産」に阿波藍の歴史や文化などが認定され注目を集めており、藍による地域活性化への期待も高まっています。

しかし、一方では藍の商品が多様化する中であっても、消費者が藍の商品を目にする機会が少ないことから、「技法や色彩、模様や形など伝統的な要素が色濃く、現代の日常には取り入れにくい」というイメージが根強くあります。

徳島の木工業は、江戸時代の船大工から受け継がれた伝統的職人の技に基づき、明治から昭和にかけて全国一の鏡台産地として大きく発展しました。加工技術の高さと優雅なデザイン性から高級鏡台として全国で人気を博し、県の主要産業となりました。

その後、ライフスタイルの変化により鏡台の需要が減少し、洋家具・住設家具・仏壇・銘木家具・建具等、多品種の企業が集まった複合家具産地となっています。徳島の木工業者は高い技術・品質・デザイン性、素材などが優れており、これまで以上にブランド力向上を図り若い一般消費者に知ってもらう機会が必要です。

そこで、本業務では、徳島の魅力ある藍と木工の姿を、消費者に日常的に愛される商品を通して動画で表現するとともに、その動画を活用したプロモーションを行うことで、より多くの消費者にも現代のライフスタイルに合った藍や木工の魅力を知ってもらい、商品の付加価値を高め、本市に関わる中小企業者の販路拡大に繋げていきます。

なお、本事業の実施に係る委託業務について、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集します。

1 委託事業名

「徳島の藍・木工」PR動画制作及びプロモーション業務

2 委託内容

仕様書のとおり。

なお、各業務の実施に伴う実費は、すべて7(1)⑧の見積書に含めてください。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月2日（月）まで

4 委託金額の上限

¥4,000,000. -（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

次の資格要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 日本国内に主たる事務所（本社又は本店等）を置く法人等であること。
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、民間企業、その他法人、または法人以外の団体、個人事業主等。
- (2) 委託事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (8) 労働基準法その他の労働関係法令に違反していないこと。
- (9) 提案書等の提出期限において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 国税、都道府県税、市区町村税に滞納がないこと。
- (11) 過去5年以内において、本業務と類似の業務について、他の地方公共団体等から直接受託し、かつ、その受託業務を完了した実績を有していること。

6 日程

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和元年6月14日（金） |
| (2) 質疑締切日 | 令和元年7月4日（木）午後5時 |
| (3) 提案書等提出締切日 | 令和元年7月12日（金）午後5時 |
| (4) 選定審査 | 令和元年7月12日（金）～7月25日（木） |
| (5) 審査結果通知 | 令和元年7月26日（金）（郵送で通知） |
| (6) 契約締結・業務開始 | 令和元年7月下旬 予定 |

7 応募手続等

- (1) 応募受付期間
令和元年6月14日（金）～ 7月12日（金）午後5時必着
- (2) 提案書等提出書類
応募受付期間内に、次の書類を経済政策課へ持参又は郵送で提出してください。
 - ① 参加表明書（様式第1号） 1部
 - ② 誓約書（様式第2号） 1部
 - ③ 事業者概要書（様式第3号） 10部
 - ④ 実施体制調書（様式第4号） 10部
 - ⑤ 配置予定担当者調書（様式第5号） 10部
 - ⑥ 企画提案書（様式任意 ※詳細については、「8 企画提案内容」参照） 10部
 - ⑦ 業務実績書（様式第6号） 10部
 - ⑧ 見積書及び見積内訳書（人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること）（様式任意） 1部

- ⑨ 法人の場合は、履歴事項全部事項証明書又は登記簿謄本（※発行日が3か月以内）、
個人の場合は、開業届の写し 1部
- ⑩ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又は確定申告書、もしくは
これらに類する書類（様式任意）（写し可） 1部
- ⑪ 納税証明書 各1部

都道府県税及び市町村税は直前2年間分の事業年度分の次の納税証明書を提出してください。納税証明書は本店の証明書のみ提出してください。本店以外の営業所等の証明は必要ありません。（※発行日が3か月以内）

ア 国税

(ア) 法人の場合は「法人税」及び「消費税及地方消費税」「未納でない」ことの証明（その3の3）を提出してください。なお、消費税及び地方消費税については消費税課税業者のみ必要です。

(イ) 個人の場合は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」「未納でない」ことの証明（その3の2）を提出してください。なお、消費税及び地方消費税については消費税課税業者のみ必要です。

イ 都道府県税

(ア) 法人の場合は「法人都道府県民税」及び「法人事業税」

(イ) 個人事業主の場合は「個人都道府県民税」及び「個人事業税」

ウ 市区町村税

(ア) 法人の場合は「法人市区町村民税」及び「固定資産税」

(イ) 個人の場合は「個人市区町村民税」及び「固定資産税」

- ⑫ 任意による参考資料（提案者の概要がわかるパンフレット、類似業務実績の動画DVDなど）1部

(3) 質問及び回答

質問がある場合は、質疑書（様式第7号）により、令和元年7月4日（木）午後5時までにFAX又は電子メールで徳島市経済部経済政策課まで提出してください。電話及び直接来庁による質問は受け付けませんとします。

質問に対する回答は、質問の提出後、随時本市ホームページに掲載します。

8 企画提案内容

(1) 企画提案書の様式等

- ① A4判サイズとし、1部につき20ページまでとし、様式は任意とします。
- ② 審査の公平性を保つため、企画提案者が直接的に特定される情報（社名・ロゴ等）は企画提案書本文には記載しないでください。

(2) 企画提案書記載内容

以下の①から③に関する事項は、必ず明瞭かつ具体的に記載してください。

① 業務について

ア 企画コンセプト

(ア) 地域資源（藍・木工）及び本業務に関する考え方

(イ) 業務全体における期待できる効果

イ 動画制作の実施概要について

(ア) 動画の制作方針

(イ) 動画の表現手法

(ウ) 構成案

撮影場所の例、撮影方法、動画の構成、ターゲット層に対する遡求方法等

ウ 動画を活用したプロモーションの実施概要について

(ア) プロモーションの手法（実施方法）

(イ) 業務の実施計画・スケジュール

(ウ) 効果測定方法（分析項目、分析手法等）

エ その他

効果的な提案を行うための工夫、本市事業者の関わりも含めて記載してください。

② 業務の実施計画・スケジュール

撮影や取材についての回数も明記すること。

③ その他、目的を達成するための独自提案

(3) 留意事項

① 業務量を判断できるよう、可能な限り数量等を用いて具体的に記載してください。

② 本業務に本市内事業者の参加を求める場合は、その役割・条件・事業者が負担する費用等を企画提案書に記載してください。なお、本事業で使用する製品は市内事業者の製品とするとともに、新たに開発する商品については、市内事業者の参画とし、製品等の調達に関する必要経費は委託料の中に含めるものとします。

③ 本市との役割分担について、企画提案書に記載してください。ただし、次の事項については、市が行うものとします。

ア 本業務に必要な藍や木工の歴史・文化等に関し、市が所有する資料の提供又は関係機関等からの資料収集の協力

イ 市内事業者の参加を求める場合の市内事業者との調整

④ 企画提案書の他に、提案に必要な参考資料を提出できますが、提案の主な内容は企画提案書に記載してください。

⑤ 再委託を行う場合は、その旨を明記し、再委託先の候補についてその実績等を記載してください。

⑥ 著作権等の扱い

企画提案書に特段の記載が無い場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとします。

ア 納品された成果物（動画）委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて本市に譲渡するものとする。

なお、受託者が制作した楽曲に関する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）については、譲渡の対象とならないものとする。ただし、受託者は、本市が実施する地域資源関連事業に成果物を活用する限り、楽曲の使用を無償で認めるものとする。

イ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

ウ 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他権利等について撮影前に本市への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。

オ 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスターその他のプロモーション媒体に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

カ 委託業務の請負者（以下「請負者」という。）自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

キ 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

ク 納入される成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 審査方法等

(1) 審査方法

本市職員及び有識者で構成する選定委員会を設置し、提出された企画提案書等の内容について、書面による総合評価を行い審査決定します。

なお、選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された事業者が前記「5 参加資格要件」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明したときは、次点者に選定された事業者と交渉を行います。

【評価基準】

- ・きわめて優れている 5点
- ・優れている 4点
- ・普通 3点
- ・やや劣っている 2点
- ・劣っている 1点

【審査項目及び配点】

審査項目		配点
業務内容の理解	・委託業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して委託業務を円滑かつ適切に推進することが期待できるか。	20
企画実効性	・本市の地域資源である藍と木工の魅力について、特性・課題を理解し、それらを踏まえた上で、現代の日常生活シーンを具体的にイメージすることができる動画内容が提案されているか。 ・興味深さ、斬新さ、地域性、訴求力が伴う内容であるか。 ・動画を活用したプロモーションの実施方法について、視聴回数を増やすための手法が用いられており、十分な効果が期待できるか。 ・委託業務の効果検証について具体的な分析が期待できるか。	30
業務体制・スケジュール	・委託業務を実施する体制は整っているか。（業務従事者が適正な者であり、適正な人数が配置されているか。） ・スケジュールは実行可能であるよう、適切かつ効果的に設定されて	20

	いるか。	
独自提案	・委託業務の達成に有意義な独自の提案がされており、十分な効果が期待できるか。 ・前例にとられない独創的な提案がされているか。	20
類似業務の実績	・過去に他の自治体において類似業務の受注実績があり、適正に業務が履行されてきたか。	10
合計		100

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果の通知日（予定） 令和元年7月26日（金）以降（郵送にて通知）

応募者に対し、採用の場合は自己の総得点を、不採用の場合は自己の総得点及び採用された者の総得点を通知します。

(3) 結果通知後の協議

契約は、企画提案書の内容を踏まえ委託内容について協議を行った上で締結するものとします。

本市での協議は令和元年7月29日（月）～8月2日（金）の間に行うことを希望します。

10 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提案資料等の内容に関し、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。
- (3) 提出された提案資料等は返却しません。
- (4) 提出された提案資料等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- (5) 提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合、提案を無効とします。
- (6) 提案者が本業務に対して2つ以上の提案をしたときは、提案を無効とします。
- (7) 提案者が他人の提案の代理をしたときは、提案を無効とします。
- (8) 応募者が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは、当該応募者を委託事業者として選定しません。

11 提出先及び連絡先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部経済政策課

TEL：088-621-5225

FAX：088-621-5196

Eメール：keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

「徳島の藍・木工」PR動画制作及びプロモーション業務仕様書

1 業務名

「徳島の藍・木工」PR動画制作及びプロモーション業務

2 業務の目的

本業務では、徳島の魅力ある藍と木工の姿を、消費者に日常的に愛される商品を通して動画で表現するとともに、その動画を活用したプロモーションを行うことで、より多くの消費者にも現代のライフスタイルに合った藍や木工の魅力を知ってもらい、商品の付加価値を高め、本市の藍や木工に関わる中小企業者の販路拡大に繋げていくもの。

3 業務の内容

PR動画制作およびプロモーション業務の内容は次のとおりとする。仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務を含めて提案すること。（各業務の実施に伴う費用は、すべて見積書に含めること。）

項 目	受託者の業務内容
1 動画制作	<p>(1) ターゲット 国内の一般消費者や訪日外国人旅行者など。</p> <p>(2) 業務の概要</p> <p>① 動画制作</p> <p>ア 動画の企画・構成 プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成（シナリオ）を作成すること。</p> <p>イ 取材、撮影 シナリオに基づき動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。</p> <p>ウ 編集 受託者は、映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。</p> <p>エ 規格・長さ 4K解像度（3840×2160）とし、HD画質の動画データも納品すること。 藍・木工を3分程度のもの各1本と、1分以内のものを各1本以上作成すること。 ※藍・木工は別に作成すること。</p> <p>オ 内容について （藍について） ・藍の栽培から、藍師、染師の職人の技、藍が成す多彩な色彩美、</p>

	<p>模様、形などの阿波藍特有の魅力を一般消費者に訴求する内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿波藍を活用した商品を、日常生活のシーンで具体的にイメージすることができ、一般消費者が、伝統的に製造されてきた藍染め製品が現代のライフスタイルにマッチすることをイメージできるストーリー性を持った内容のものとする。 <p>(木工について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿波の職人に脈々と受け継がれた高い技術を、その日本の美とも言える繊細な加工による製品を通して一般消費者に訴求する内容とする。 ・徳島を代表する地場産業である木工製品の歴史的特徴・特色を示すものであるとともに、ストーリー性をもって魅力を伝えるものであること。 <p>カ 公共施設や民間施設内で動画放映をすることも想定しているため、事業者名や商品名、ロゴマークなどを映さないこと。</p> <p>② 動画で使用する製品について</p> <p>本プロモーションで使用する製品については、製品等の調達に関する必要経費は委託料の中に含めるものとする。</p> <p>また、本事業で使用する製品は<u>市内事業者が製造、または、原材料に市内事業者の製造したものを使用した製品</u>とし、市内事業者の参加を求める場合は、その役割・条件・事業者が負担する費用等を企画提案書に記載すること。</p>
<p>2 藍・木工プロモーション業務の実施</p>	<p>① 動画を活用したプロモーション業務</p> <p>本市制作のPR動画がより多くの人に視聴され、情報が拡散されるよう、SNSや広告媒体等を最大限に活用したプロモーションを行うこと。</p> <p>なお、業務終了後、本市ホームページやSNSでの活用、徳島市のPR事業や製品の展示会で活用することが想定されることから、使用に関して条件があれば明示すること。</p> <p>② 動画製作及び動画を活用したプロモーション活動に伴い、発生する以下の業務を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 資料・素材の収集 イ 肖像権や著作権についての必要な手続き ウ 出演、協力者、撮影地への交渉・許可申請 エ 使用料、出演料、交通費謝礼等撮影に必要な費用の負担 オ 情報発信に必要な費用の負担 <p>③ プロモーションの実施により見込まれる効果</p> <p>上記2②において、根拠となる数値及び計測方法（HPのアクセ</p>

	ス数、動画の再生回数等)を挙げ、具体的に記載すること。また、事業実施後には効果検証を行うこと。
3 成果物の納品	<p>成果物の納品</p> <p>成果物を、次の方法により納品するものとする。なお、動画データについては、一般的な家庭用プレイヤーでの再生およびDVD、ブルーレイドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。</p> <p>○4K画質の動画データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ USBメモリ等の大容量記憶媒体 1個 <p>○4K画質をHD画質等へダウンコンバートした動画データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVD-ROM 正副各1枚 ・ ブルーレイディスク 正副各1枚 ・ 撮影素材・動画データ 一式 ・ 撮影素材一覧表 1部 <p>撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。なお、撮影素材について、第三者が権利を有している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類(写し)を添付すること。</p> <p>○本事業で製作をした製品</p> <p>動画データ等の納期について <u>令和元年11月中旬頃</u></p>
4 成果報告書の作成・納品	<p>(1) 1の業務について、報告書にとりまとめること。</p> <p>(2) 上記2②によって得られた効果の検証を行い、報告書には実績数を含めて具体的に記載すること。</p> <p>成果報告書を紙で3部、電子データ(PDFファイル)で納品すること。</p> <p>成果報告書の納期について <u>令和2年3月2日(月)</u></p>

※ 上記以外の業務内容の提案を受けた場合は、当該事項を委託業務に加える。ただし、採用決定後、提案書の内容をそのまま委託するとは限らない。

4 著作権等について

企画提案書に特段の記載が無い場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとします。

(1) 納品された成果物(動画)委託業務に関する企画提案書等の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて本市に譲渡するものとする。

なお、受託者が制作した楽曲に関する著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)については、譲渡の対象とならないものとする。ただし、受託者は、本市

が実施する地域資源関連事業に成果物を活用する限り、楽曲の使用を無償で認めるものとする。

- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他権利等について撮影前に本市への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は、責任を負わないものとする。
- (6) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスターその他のプロモーション媒体に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。
- (7) 委託業務の請負者（以下「請負者」という。）自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (8) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (9) 納入される成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

5 業務スケジュール（予定）

令和元年 8月上旬	業務開始
令和元年 11月中旬	PR動画制作完了（動画納品） 成果物を活用したプロモーション活動開始
令和2年 2月29日	プロモーション業務の終了
令和2年 3月2日	成果報告書の提出

6 委託期間

契約締結日から令和2年3月2日（月）まで

7 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときはこの限りでない。
- (2) 業務の実施にあたって、受託者単独での支援が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用のうえ、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すよう努めることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議し、すすめることとする。